



平成28年第1回
本別町議会臨時会会議録

自 平成28年 2月12日
至 平成28年 2月12日

本別町議会

平成28年本別町議会第1回臨時会会議録

平成28年2月12日(金曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 1号	専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
日程第 5	承認第 2号	専決処分の承認を求める件(本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)
日程第 6	議案第 1号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 2号	常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	発議第 1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 3号	平成27年度本別町一般会計補正予算(第9回)について
日程第10	議案第 4号	平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について
日程第11	議案第 5号	平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について
日程第12	議案第 6号	平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)について
日程第13	議案第 7号	平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)について
日程第14	議案第 8号	平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)について
日程第15	議案第 9号	平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)について
日程第16	議案第10号	平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6回)について

会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件

日程第 3			諸般の報告
日程第 4	承認第 1号		専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
日程第 5	承認第 2号		専決処分の承認を求める件（本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）
日程第 6	議案第 1号		職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 2号		常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	発議第 1号		議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 3号		平成27年度本別町一般会計補正予算（第9回）について
日程第10	議案第 4号		平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第11	議案第 5号		平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について
日程第12	議案第 6号		平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について
日程第13	議案第 7号		平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について
日程第14	議案第 8号		平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について
日程第15	議案第 9号		平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について
日程第16	議案第10号		平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）について

出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	砂原勝君
会計管理者		吉井勝彦	君	総務課長	大和田収君
保健福祉課長		村本信幸	君	住民課長	千葉輝男君
建設水道課長		能祖豊	君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長		毛利俊夫	君	総務課主幹	小坂祐司君
建設水道課長補佐		高橋優	君	総務課主査	長屋聖子君
教育長		中野博文	君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長		菊地敦	君	代表監査委員	畑山一洋君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹	君	総務担当副主査	塚谷直人	君
------	------	---	---------	------	---

(午前10時00分)

開会宣告

議長(方川一郎君) ただいまから、平成28年第1回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長(方川一郎君) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(方川一郎君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川英一君、小笠原良美君、及び篠原義彦君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長(方川一郎君) 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(方川一郎君) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成27年11月分及び12月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号

議長(方川一郎君) 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 専決処分の承認を求める件について御説明いたします。

承認第1号専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によって、次のとおり専決処分し

たので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本改正は、地方税分野における個人番号、法人番号の利用について、平成27年12月16日に決定された平成28年度与党税制改正大綱において、個人番号の記載を求めることによって生じる、納税義務者、特別徴収義務者等の本人確認手続等の負担を軽減するため、一定の場合において個人番号の記載を不要とすることとされ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が本年1月1日から施行されることから、改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、昨年4月の臨時会におきまして、町民税及び特別土地保有税の減免申請書に、納税義務者の個人番号、又は法人番号を記載する旨の改正を行いました。先ほど申しました税制改正大綱によりまして、ただいまの町民税、特別保有税の減免申請書の個人番号については記載しないこととする地方税法の改正が行われたため、専決処分により条例改正を行ったものです。

それでは、改正条文の朗読をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読については、省略させていただきます。

本別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

本別町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち本別町税条例（昭和29年条例第16号）第51条第2項各号の改正規定中「同項第2号」を「第2号」に、「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち本別町税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則。

この条例は、平成27年12月29日から施行する。

以上、承認第1号専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の説明とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)については、報告のとおり承認されました。

日程第5 承認第2号

議長(方川一郎君) 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求める件(本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 専決処分の承認を求める件について御説明いたします。

承認第2号専決処分の承認を求める件(本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によって、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、昨年12月の定例会におきまして、国民健康保険税の減免申請書に、納税義務者の個人番号を記載する旨の改正を行いましたが、先ほどの税条例の改正と同じく、与党の税制改正大綱において、この部分が不要となりましたので、今回専決処分により条例改正を行ったものでございます。

それでは、改正条文の朗読をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読については、省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

附則。

この条例は、平成27年12月29日から施行する。

以上、承認第2号専決処分の承認を求める件（本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）の説明とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件（本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件（本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）については、報告のとおり承認されました。

日程第6 議案第1号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の給料月額を支給額改定の必要が生じ、職員組合の合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目の給与改定は、民間給与との較差0.36パーセントを埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら改定率平均0.4パーセントを引き上げる改定であります。

2点目は、勤勉手当の改定で、勤勉手当を0.1カ月分引上げ、年間の支給月数を4.1カ月から4.2カ月とする内容であります。

実施時期は、勧告どおり給与改定は、平成27年4月1日に遡及し、勤勉手当の改定は、平成27年12月1日から適用するものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

これは、今回の改定に伴います勤勉手当の一般職員を0.1カ月分、再任用職員を0.05カ月分引き上げの改定であります。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1（第3条関係）別添。

別表第2（第3条関係）イ、別添。

別表第2（第3条関係）ウ、別添。

これは、今回の改定に伴います給料表で、平均で0.4パーセントの増改定であり、別表での説明は省略いたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

これは、今回の改定に伴います勤勉手当を平成28年4月1日から、一般職員0.1カ月分の改定を6月、12月支給分をそれぞれ0.05カ月に振り分け、再任用職員0.05カ月分の改定をそれぞれ0.025カ月に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第1条中第15条の3の改正規定は、平成27年12月1日から適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴います27年度の影響額は、給料が全会計で、143万6,000円、うち一般会計で97万3,000円、期末、勤勉手当の影響額は、全会計で、891万9,000円、うち一般会計で520万8,000円の見込みとなっています。

以上、議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 2点ほど質問させていただきます。

総務課長から細かく説明がありました。人事院勧告に準じてということですので、非常に結構なことと思います。

2点の内訳でございますが、1点目といたしまして、当然町民の皆さんが注視している

と思いますけれども、国家公務員に対する地方公務員、特に本別町のラスパイレスは100は切っていると思いますけれども、その数字を教えてくださいということが1点。

2点目でございますけれども、今説明にありましたとおり若年層に厚くということで、私もそれは非常に結構なことだと思いますし、子育て世代に手厚くするというのは極めて結構なことだと思います。

ただ、町民の皆さんも非常に大変な思いをして生活している状況でございますので、確認でございますけれども、ほかの手当、特に町外通勤者からの通勤手当等々については、いろいろな考え方もありますけれども、それらについて減額できるものは減額する、今も影響額については勤勉手当等の分で、全体職員で約143万と890万ですから一千二、三百万円の影響額でございます。そういうこともございますので、それらを説明していく考えが、これからですね、3月の定例等々で予算が上がってくるとは思いますけれども、それらの考え方があるのか、この2点だけを周知をお願いしたいと。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） お答えをいたします。

まず1点目のラスパイレス指数ですが、平成27年度、本町は97.1パーセントでございます。昨年は97.3パーセント、0.2ポイント減となっております。ちなみに、十勝管内では下から4番目の位置となっております。

それから通勤手当につきまして、改正の部分につきましては、勤勉手当の改正の部分の影響額となっております。通勤手当については、現状どおり、この分には入ってはおおりませんので御理解をしていただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 私の質問の仕方も悪かったと思います。ラスパイレスについては前回は聞いておりますが97パーセント前後ということで、上がり下がりはあると思います。それは結構だと思います。

今回の人事院勧告に準じての条例改正については、大きな異論はございません。ただ、通勤手当だとか、今ほとんど手当はあまりないと思いますけれども、町民の皆さんから見てちょっとおかしいなというようなことがあれば、いろいろな部分で町民の皆さんと接点があると思いますので、それらを次の年度の予算に反映していく考えがあるかないかということをお聞きしたのであって、今回の影響額どうのこうのということでは、私はそういうつもりで聞いたつもりでございませぬので、再度その辺の確認だけでございます。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 通勤手当の支給に関しましては、これも人事院勧告、それから国の法律に基づいて支給を現在進めておりますので、その形で今後も進めていきたいというふうに思っております。今の私どもの通勤手当につきましては、人事院勧告等の規則に基づいて、独自で進めておりますし、独自で削減している部分もございませぬので、その部分で継続して進めていきたいと考えております。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 町外者の通勤手当につきましては、通勤の距離で支給をしておりますが、国の基準よりも低い通勤手当で支給をしている状況でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かくありました。今は人事院勧告についての条例改正でございますので、それ以上申し上げることはございません。ただ、冒頭申しましたように、今回いろいろな部分で条例改正が出ておりますけれども、町民の皆さんの生活云々がございまずので、その辺の考えを元に予算編成されていると思います。今回の条例改正もそうですし、このあとの補正予算等にも反映されてくると思いますので、その辺を町民の皆さんに説明していくということを考えるべきではないかということでございますので、その辺の考え方について再度求めます。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 通勤手当につきましては、職員の福利厚生等もいろいろあります。その分については協議をしていきたいと思っておりますけれども、町民周知につきましては今までと同様の形で進めていきたいと思っております。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改

正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正で説明いたしましたが、人事院勧告に伴い、平成27年12月に支給する常勤特別職の期末手当を0.1カ月増とし、年間支給月を4.1カ月から4.2カ月に改定する内容の提案であります。

この改正に伴う影響額は、19万2,000円を見込んでおります。

それでは、改正条文に沿って説明をさせていただきます。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

これは今回の改定に伴います期末手当を平成28年4月1日から、0.1カ月分の改定を6月、12月に支給分をそれぞれ0.05カ月分に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

以上、議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 何点か質問させていただきますが、今説明の中で影響額が19万2,000円ということでございます。それはそれとしてですが、常勤特別職ですから町長、副町長、教育長の3人分だというふうに理解してございますが、その辺は答弁のときに確認させていただきたいと思います。

質問の内容でございますが、町長、副町長、教育長の平成26年度におきます総支給額、年間ですね、それがいかほどになっているか。

それと、町長が代表で結構なのですが、管内における首長さん、帯広市も入って結構ですけれども、19の市と町と村がございます。今74万何がしだと思いましたが、直近の部分で順位といいますか、どこの部分に位置しているのかお知らせいただきたい。

それと特別職の部分で、ほかの議会でも臨時議会等々で招集かかっております。マスコミ等でも細かく説明できておりますが、これの給与の改訂、本別町とは別な方法も、報酬等審議会でも答申されて、本俸自体も上げてきている部分もございますけれども、それらを含めてですね、知っている限りで結構ですからどういう内容でなっているのか、管内

の状況ですね、そんなに細かくはなくていいですが、私の言わんとすることをくんでいただいての答弁を求めるものでございます。

それと勤勉手当についてはですね、これは基本的な考えとしては職員の皆さんにあるのであって、常勤特別職の皆さんが云々ということではないような気がいたします。それらについても、どういうお考えなのかを、4点ほどになりましたが、お示しをいただきたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず26年度の報酬の額、ちょっと時間をください。

常勤特別職の関係ですけれども、議員おっしゃるとおり町長、副町長、教育長の3名の方分です。

十勝管内の状況でございますが、2月1日現在で、町長の給料で8番目になっております。管内で8番目です。足寄町がこの前、報酬等審議会等でかわっていますので、足寄町が中ほどまで上がるということですので、おそらく町長の給料は9番目か10番目になるかと思えます。十勝管内では報酬等の改正につきましては、足寄町ほか、私が聞いている範囲では、ほか3町村を予定をしていると聞いております。

なお、手当につきましては、1つの町を除いて18市町村が改訂をする予定となっております。

勤勉手当の関係ですが、特別職の方、それから議員の報酬についても、手当については期末手当という一本化しております。その中で4.2カ月分の手当、期末手当ということで支給をしているところでございます。

決算については、ちょっとお待ちください。

それでは、26年度の決算状況です。

町長、月額給与74万7,000円となっております。総支給額で、1,223万3,300円。副町長は、月額給与61万6,000円で、1,004万9,500円。教育長です。56万2,000円の月額給与です。総支給で918万100円となっております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく説明いただきました。月額給料については今回いじらないということでございます。人事院勧告で職員の方々が、国家公務員なりと準じて今回上げていくということで、常勤特別職もそれに準じてというのは、ちょっと町民の皆さんの考え方からいくと乖離しているのかなというふうに私は思っております。

また、月額給料と年額の26年度についての支給額でございますけれども、910万円から1,200万円ということでございます。なかなか激務の中ですから、それが高いとか安いとかという表現ではなくてですね、この社会全体として疲弊した中で、たとえ影響額が19万2,000円であろうとですね、これは町民の皆さん方の考え方に立っていくべきでないかと思いますので、そこら辺を、先ほど細かく順位も聞いてございますし、実施しているところも聞いてございますので、その1点だけ確認させていただきます。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 御質問にお答えしたいと思います。常勤特別職は平成14年度に一律3パーセント、平成16年度に町長が5パーセント、副町長が4パーセント、教育長が3パーセント、さらに17年度には町長10パーセント、副町長8パーセント、教育長6パーセントの報酬を削減しております。いまだ復活していない状況であります。この間、期末手当につきましては、職員との均衡を図るため、職員同様の年間支給率となっておりますので、それに準じた今回の引き上げ改訂といたすところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

合わせて、役職加算、特別加算につきましても凍結をしている状況でございます。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

4番（大住啓一君）〔登壇〕 議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

ただいま質疑でも質問させていただきましたが、非常に町民の皆様には理解していく部分では、なかなか管内的に見ても難しいものだなと、私なりに理解してございます。本条例を改正するにあたっては、町民の皆様への説明が不足しているのではないかと、さらには、昨年春に介護保険料基本額が1,400円増額してございます。この増額率は管内でも2番目の高額な部分、それから増加率でも2番目というような内容になってございます。また、来年の話でございませうけれども、国のほうで進めている部分については消費税が10パーセントになるというような計画も、私どもでも聞いているところでございます。それらのことを考えたときに、町民の皆様には大きな負担が強いられている状況でございませう。その中で常勤特別職の給与を改正するという部分につきましては、何としても反対をしていかなければならないというふうに思っているところでございませう。

議員各位におかれましては、町民の皆様が困窮している状況を鑑み、御英断をお願いし、討論といたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 提案に賛成の立場から、討論をさせていただきます。

常勤特別職の期末手当の改正についてであります。提案の説明にもありましたように、今日までですね、こういった人事院勧告に伴う改正によって、常勤特別職の期末手当についても準じて行ってきたというのが今までの経過でございませう。私はその経過に対して、町民の中から大きく異論を聞いたことはございませう。そういう意味では、1つにはこれ

までの取り組みどおり準じていくということが大事だと思っています。

また、今の反対討論の中で介護保険の話、さらには消費税の問題、もっと言えば年金の問題など、高齢者を含めて町民の皆さんが大変厳しい状況に置かれているということは十分承知をしております。しかしこれらの問題については、基本的には政治の中で解決をしていかなければ、これらの問題の解決にはならないわけでありまして、その意味では私たち自身も議員という立場で、あるいは常勤特別職の皆さんもそれぞれの立場で、これらの問題について受け止めて鋭意努力していくということが、私は町民に応えることになるのだと思います。

したがって、これまでどおり人事院勧告に伴う職員の給与改正に準じて、常勤特別職の改正についても賛成ということでございますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。お座りください。

したがって、議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第1号

議長（方川一郎君） 日程第8 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原良美君、御登壇ください。

7番（小笠原良美君）〔登壇〕 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

条例の朗読をもちまして、説明にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月 100分の212.5」を「12月 100分の222.5」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月 100分の197.5」を「6月 100分の202.5」に、「12月 100分の222.5」を「12月 100分の217.5」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の勤勉手当及び常勤特別職の期末手当の改定を行うことにより、議員の期末手当についても改正する必要が生じたので本条例を提案いたしました。

議員各位の御賛同を、よろしく願いたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 今、議運の委員長から提案理由の説明が細かくありました。ちょっと私のほうから一、二点確認させていただきたいのですが、この部分については先ほどの常勤特別職のときもお話ししたとおり、管内での議会の中でけっこうな動きがあると思います。もし委員長の立場で、どの程度の議会が類似した内容で議会に諮ってきているのか、承知している範囲でお知らせいただきたいということと、もう1点は提案理由で今お話しありましたとおりでございますが、一般職、常勤特別職が人事院勧告に準じてということで、我々議会議員もということでございますが、そのほかに何か提案するにあたっての大きな理由があればお伺いしたいと思います。以上2点でございます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） ただいま大住議員のほうから御質問がございましたけれども、十勝管内の状況はどうかということだろうと思いますが、これから上げる、若しくはもう既に上げているところを含めましてですね、管内18町村のうち12町村がですね、4.2カ月に持っていく、あるいはもう既に行っているというところでございます。それから、全くかえないという所が、鹿追町と清水町がそれぞれ4.25カ月、清水町につきましては4.45カ月を実際行っておりますので、かえる予定はないのではないかとというふうに伺っております。それから、あと4町ですけども、上げない若しくはかえる予定がないというふうに情報として受け取っております。

それからもう1点につきましてですが、人勧に沿ったということ以外に理由があるのかというお話してございましたけれども、私も議運の中で協議をいたしましたときにですね、

最近は議員のなり手が非常に少ない傾向にあると。そのことも考えた上で、今回引き上げることを提案していくという形で結論づけております。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

4番（大住啓一君）〔登壇〕 議員発議でございます、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

今、小笠原委員長から細かく趣旨説明、質疑の中でも説明がありました。ただ、我々議員といたしましては、町民の皆様と日々接点をもって活動しているというのが基本的な考え方かと思えます。したがって、先ほども常勤特別職の討論でも申し上げましたとおり、非常に町民の皆さんが昨年の介護保険料の改訂、これからあるであろう消費税の増額、さらには年金の目減り等々、非常に先行き不安な状況の中で生活をしていると。我々議会としても、その部分を鑑みたとき、自分たちの報酬の一部を、手当を上げていくということはいかなるものかというところでございます。

したがって、先ほど聞きましたとおり、18町村の中で4町村が現状のままという委員長の現段階での報告でございました。本別の町議会といたしましても、町民の皆様方の生活を考えたとき、ここは議員発議としての改訂を見送るべきというふうに判断いたしますので、議員各位皆様方の多大なる御英断をいただきますようお願い申し上げます、反対討論とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に賛成する立場から、お話しをさせていただきます。

討論の内容については、先ほど常勤特別職のときにお話しした内容とそうかわりませんが、ただ議員の報酬というのは、率直に申し上げて人事院勧告に準ずることが基本ではございません。その意味では過去に行政改革とか、さらには町のいろんな状況の中で削減をしたり、さらには増減を停止したりというようなことも経緯としてありますが、私は先ほど申し上げましたように、今のいろんな状況を考えまして、またこれまでの経過からいきますと、期末手当についてはこれまでのように職員の改正、常勤特別職の改正に準じて議員の改正についても町民の大きな異論はないと受け止めて、この点について賛成をしているわけでございます。

また、重ねて申し上げますけど、今町民の生活の問題がありました。基本的には先ほど

申し上げたように、やはり政治の場で解決をしていくということが大事でございまして、そういう意味では、あえて私達も議員活動の中で御指摘のあった介護保険、あるいは消費税、さらには年金の問題など、議員活動の中で、あるいは地域活動の中で、町民の皆さんと寄り添ってですね、そうした解決に向けて努力をしていくことによって、私は理解していただけるものと思ひ、賛成とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。お座りください。

したがって、発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第3号平成27年度本別町一般会計補正予算（第9回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第3号平成27年度本別町一般会計補正予算（第9回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告等の人件費の調整、指定寄付金の積立、及び除雪対策費の追加が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,279万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,843万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、補正の主なものについて説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳出でございますが、各科目にわたります2節給料3節職員手当等4節共済費については、19ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金150万円の補正は、個性あるふるさとづくり寄付金として積み立てるものであります。なお、詳細につきましては、後ほど歳入で御説明をさせていただきます。

次の9ページ、10ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28節繰出金44万1,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金ですが、人事院勧告等の人件費の調整によるものであります。

次の2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費11節需用費6万5,000円の増額は、寄付者の意向により介護材料として、加湿器4台、電気ポット2個を購入するものであります。

次の3目介護保険費28節繰出金70万3,000円の補正は、介護保険事業特別会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金ですが、人事院勧告等によります人件費の調整によるものであります。

次のページをお願いいたします。

中段にあります、4款衛生費3項上水道費2目簡易水道費28節繰出金18万2,000円の補正は、簡易水道特別会計繰出金ですが、人事院勧告等の人件費の調整によるものであります。

次のページをお願いいたします。

下段にあります、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費7節賃金65万2,000円中、作業員賃金11万3,000円、次の11節需用費60万円、次の2目道路維持費13節委託料197万3,000円の補正は、いずれも今後の除雪に対応するため除雪対策費2回分を計上したものであります。

次のページをお願いいたします。

上段にあります、4項都市計画費3目下水道費28節繰出金15万3,000円の補正は、公共下水道特別会計繰出金、及び9款1項消防費1目消防事務処理費19節負担金補助及び交付金140万4,000円の補正は、池北三町行政事務組合本別分負担金ですが、いずれも人事院勧告等の人件費の調整によるものであります。

次のページをお願いいたします。

中ほどにあります、10款教育費4項社会教育費2目公民館費11節需用費4万円の補正は、寄付者の意向により、少年教育用物品を購入するものであります。

次の3目図書館費18節備品購入費24万8,000円の補正は、これにつきましても、寄付者の意向により館内図書を購入するものであります。

以上で歳出を終わります。次に歳入を説明いたします。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目 1 節 地方交付税 2,094 万 2,000 円は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の 17 款 1 項 1 目 寄付金 1 節 総務費 寄付金 150 万円の補正は、個性あるふるさとづくり寄付金として、本別町勇足西 1 にお住まいの 様から 5 万円、本別町にお住まいの匿名の方から 10 万円、その他町外の方から 100 件で、135 万円となっております。氏名、住所、金額の紹介は割愛をさせていただきます。

なお、これまでの積立状況ですが、1 月 15 日現在で、312 件、453 万円の寄付金となっております。

その下、2 節 民生費 寄付金 6 万 5,000 円は、本別町共栄にお住まいの 様から 5 万円、十五辰年会様から 1 万 5,000 円の指定寄付金であります。

その下、4 節 教育費 寄付金 2 万 8,000 円の補正は、図書購入費として、本別町南 2 丁目にお住まいの 様から 20 万円、映画じんじん上映実行委員会様から 4 万 7,335 円の指定寄付金であります。

その下、少年教育物品購入費として、映画じんじん上映実行委員会様から 4 万円の指定寄付金であります。

以上、平成 27 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）の説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号平成 27 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号平成 27 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩宣告（午前 11 時 00 分）

再開宣告（午前 11 時 10 分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第 4 号

議長（方川一郎君） 日程第 10 議案第 4 号平成 27 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第 4 号本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）につきまして提案内容の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、先に議決をいただきました人事院勧告の人件費等の調整によるものでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 9,244 万 3,000 円とする内容でございます。

事項別明細書、5 ページ、6 ページの歳出でございますけれども、先ほど申し上げました人件費及び準職員賃金の調整で、人件費の内訳につきましては 7 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

3 ページ、4 ページの歳入につきましては、歳出分を一般会計繰入金により調整をしたものです。

以上、議案第 4 号本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について、提案内容の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号平成 27 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号

議長(方川一郎君) 日程第11 議案第5号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長(村本信幸君) 議案第5号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告等による人件費の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,019万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の歳出ですが、4款地域支援事業費1項介護予防事業費及び2項包括的支援事業・任意事業費の補正につきましては、人事院勧告等による人件費の調整であります。5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に歳入ですが、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節地域支援事業繰入金18万9,000円の増額は、歳出で説明いたしました人事院勧告等により調整するものであります。

以上、平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号

議長（方川一郎君） 日程第12 議案第6号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第6号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告等の人件費の調整、指定寄付による物品購入が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億7,160万3,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

2、歳出。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費、2節給料9万2,000円の増額、3節職員手当等11万8,000円の減額、4節共済費9万4,000円の増額、7節賃金65万9,000円の増額は、人事院勧告等による増額及び人事異動等により調整するものであります。5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

11節需用費14万8,000円の増額は、介護材料の加湿器4台、パルスオキシメータ2台の購入及びトイレ用手すりの修繕によるものであります。

18節備品購入費90万2,000円の増額は、マットレス3枚、車椅子1台、ストレッチャー1台、入浴マット1枚の購入によるものであります。

なお、11節需用費及び18節備品購入費は後ほど説明いたしますが、寄付金寄付者の

意向によりまして購入に充てるものであります。

続きまして、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費2節給料1万円の増額、3節職員手当等24万1,000円の減額、4節共済費1万8,000円の増額は、人事院勧告等により調整するものであります。

5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。次に3ページ、4ページにお戻り願います。

1、歳入。

3款1項1目寄付金1節一般寄付金105万円の増額は、本別町向陽町にお住まいの
様から100万円を、本別町共栄の
様から5万円の合計105万円の寄付をいただいております。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金51万4,000円の増額は、歳出で説明しました人事院勧告等により調整するものであります。

以上で、平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号

議長(方川一郎君) 日程第13 議案第7号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第7号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告の人件費調整によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,407万4,000円とするものであります。

事項別明細書、3ページ、4ページをお願いします。

下段、歳出は、先ほど申し上げました人件費の調整であります。5ページ以降に給与費明細書を添付しております。

上段、歳入は、一般会計繰入金による収支補てんであります。

以上、平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第8号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第8号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告の人件費調整によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,965万3,000円とするものであります。

事項別明細書、3ページ、4ページをお願いします。

下段、歳出ですが、先ほど申し上げました人件費の調整であります。5ページ以降に給与明細書を添付しております。

上段、歳入は、一般会計繰入金による収支補てんであります。

以上、平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号

議長（方川一郎君） 日程第15 議案第9号平成27年度本別町水道事業会計補正予

算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第9号平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成27年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益第1項営業収益、支出の第1款水道事業費第1項営業費用をそれぞれ61万4,000円減額補正し、収入、支出の総額をそれぞれ1億6,065万6,000円とするものであります。

予算説明書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

収入の1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の61万4千円の減額補正は水道使用水量減によるものです。

支出の1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費の7万2,000円の増額補正及び4目総係費の20万8,000円の増額補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整によるものです。

2目配水及び給水費の89万4,000円の減額補正は、職員の休職によるものです。

1ページにお戻りください。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第10条に定めた職員給与費を61万4,000円減額補正し、3,765万円に改めるものであります。

以上、平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号

議長（方川一郎君） 日程第16 議案第10号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利病院事務長。

病院事務長（毛利俊夫君） 議案第10号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、先に議決をいただきました人事院勧告等に伴う人件費の調整及び人事異動などによる給与費の最終的な見込みの調整を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款病院事業費用第1項医業費用を536万4,000円減額し、費用の合計を12億9,852万2,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費を536万4,000円減額し、7億4,335万2,000円とするものでございます。

3ページ、4ページをお願いします。

収益的支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は、536万4,000円の減額ですが、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額の補正は、人事院勧告に伴う調整、及び人事異動等によります。最終的な人件費の見込みによる調整を図ったものであります。なお、5ページ以降に添付しております給与費明細書の説明は省略させていただきます。

以上、平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は収益的支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時34分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 方 川 英 一

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 篠 原 義 彦